

Fukuoka Global Launchpad Program 業務委託仕様書

本書は、「Fukuoka Global Launchpad Program 業務委託」に係る業務内容の詳細等、企画提案に必要な仕様を説明するものである。提案者は、本仕様書の内容を踏まえ、事業目的を達成するために実現可能な内容について、事業提案書にて可能な限り具体的に提案すること。

福岡市（以下「発注者」という。）は、受注事業者（以下「受注者」という。）に対し、「Fukuoka Global Launchpad Program」（以下「本事業」という）を委託する。なお、本事業の内容及び業務の範囲については、本仕様書によるものとする。

1 件名

Fukuoka Global Launchpad Program 業務委託

2 目的

米国市場への事業展開を目指すスタートアップ等を対象に、ニーズに応じた海外投資家や共同研究先、現地事業パートナー候補等をリストアップするとともに、現地商談に向けた営業戦略の策定支援、現地渡航時の商談やイベントへの参加を通じたネットワーキング構築支援などの伴走支援を行い、販路開拓や事業連携、海外投資家からの資金調達等に繋げることを目的とする。

3 参加対象者・参加者数

- ・参加対象者は、スタートアップ等（※）の経営者、海外事業責任者とする。
 - ・参加者数は、2社（者）程度とする。ただし、参加者数を増やして提案することは差支えない。
- ※起業を予定する研究シーズを含む。

4 業務内容

本事業は、米国への事業展開を見据えたスタートアップ等（すでに展開しているものを含む）に対して、米国に拠点をもつ海外アクセラレーターによる、メンタリングプログラム及び米国渡航プログラム、渡航後のフォローアップを実施するものである。

(1) 渡航前メンタリング

① 実施内容

福岡市が選定するスタートアップ等に対して、アクセラレーターによる一対一のメンタリングを実施すること。

本メンタリングを通して、米国への事業展開に向けた個社の課題を分析・把握するとともに、ニーズに応じた海外投資家や共同研究先、現地事業パートナー候補などの商談先に向けた営業戦略（ストーリー）の策定支援及び（２）の渡航プログラムのコーディネート・計画・準備を行うこと。

なお、メンタリングについては、実施方法（対面 or オンライン）や実施回数・時間（通訳時間を含む）などを事業提案書で示すこと。

② 期間（目安）

令和７年１０月下旬～令和８年１月

※具体的な日時については、事業開始後にスタートアップ等と協議の上、決定すること。

（２）米国渡航プログラム

① 実施内容

（１）の渡航前メンタリングを終えたスタートアップ等に対して、米国渡航プログラム時の支援を行うこと。具体的には、スタートアップ等のニーズに応じた海外投資家や共同研究先、現地事業パートナー候補などの商談機会や現地ネットワーキング機会を提供すること。また、リクエストに応じて、商談時やイベント参加時に同席・フォローし、商談成功につなげるためのフィードバックを行うこと。

なお、渡航期間や渡航エリア、スタートアップ等が参加するイベントなど渡航時に想定されるプログラムについては、事業目的を達成するために効果的と考える内容を事業提案書上で示すこと。

② 日程

令和８年１～３月

※具体的日時・渡航期間については、事業開始後にスタートアップ等と協議の上、決定すること。

③ 場所

米国内の渡航エリアや参加するイベントについては、事業開始後にスタートアップ等のニーズに応じて決定すること。

（３）渡航後フォローアップ

① 実施内容

（２）の米国渡航プログラムを終えたスタートアップ等に対して、渡航後の事業進展状況の確認及び商談が継続されている案件のフォローアップを実施すること。また、今後の成果創出に向けた課題整理と次のアクション検討の支援を行うこと。

なお、フォローアップについては、実施方法（対面 or オンライン）や実施回数・時間（通訳時間を含む）などを事業提案書で示すこと。

② 日程

令和8年2～3月

※具体的な日時については、事業開始後にスタートアップ等と協議の上、決定すること。

(4) 事務局

受注者は、本事業に係る事務局を設けることとし、本事業に係る応募者や参加者、講師等への一切の連絡調整・問い合わせ対応などを全て事務局にて行うこと。また、発注者と受注者との連絡調整は、連絡窓口となる担当者1名を決定し、その者を通じて連絡調整を行うこととする。

5 本事業におけるKPI

プログラムを通じたビジネスマッチング支援件数 15件以上／社（者）

6 成果品

① 報告書1部

② 「① 報告書」の電子データ一式（Windows PCで閲覧できる形式とすること）

※報告書には、プログラム全体の概要（実施内容、メンター情報、記録写真等）やプログラム参加者の支援内容、課題、進捗状況、今後の計画等に加え、KPIに関する実績（件数、成果事例）等を含めて記載すること。

7 履行場所

福岡市経済観光文化局創業推進部創業・大学連携課 外

8 履行期間

契約締結の日 から 令和8年3月31日 まで

9 その他

- (1) 受注者は本業務を行うにあたり、業務の円滑かつ確実な遂行ができるよう、業務遂行責任者、発注者との連絡調整担当者を定めるとともに、必要な業務遂行体制を確保すること。
- (2) 渡航費・宿泊費、イベントへの参加費など、スタートアップ等が本プログラム参加に要する経費は全て受託者が負担すること。
- (2) 本事業における成果については、発注者に帰属する。
- (3) 本事業における成果物及び履行過程で得られたデータ等（写真、図表含む）の著作権は、発注者に帰属する。

- (4) 本委託により作成した印刷物について、発注者は受注者又は受注者以外の事業者へ委託し、版下の修正や再編集を行うことができる。
- (5) 受注者は取得する個人情報を適切に管理すること。その他、個人情報については、別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」を遵守すること。
- (6) 旅行業者に再委託する場合は、あらかじめ旅行業者名、旅行業登録番号を参加者及び発注者に対して明らかにすること。
- (7) 本事業は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）対象事業のため、国からの要請（ヒアリングや報告等）などの際には、発注者の求めに応じた対応を行うこと。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて担当者と協議を行い定めるものとする。